

環水大大発第 15042010 号
平成 27 年 4 月 20 日都道府県
市・特別区 騒音・振動担当部(局)長 殿環境省水・大気環境局
大気生活環境室長

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部改正について(通知)

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第 66 号)が、平成 24 年 8 月 22 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行された。これに伴い、同法に新たに規定される「幼保連携型認定こども園」について、騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示における所要の規定の整備を行う必要があることから、騒音規制法及び振動規制法の関係省令及び関係告示の一部を改正する省令等が平成 27 年 4 月 20 日に公布され、同日に施行された。

については、改正された省令及び告示の円滑かつ適切な運用が図られるようお願いするとともに、都道府県担当部(局)長におかれては、本通知の主旨を踏まえ、貴管下町村にも必要に応じ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正された法令

(1) 騒音規制法の関係告示

以下の規定に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する「幼保連携型認定こども園」を追加。

- ① 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和 43 年 11 月厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第 1 号)第 1 条第 1 項

- ② 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月厚生省、建設省告示第1号）別表第1号二
- (2) 振動規制法の関係省令及び関係告示
- 以下の規定に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する「幼保連携型認定こども園」を追加。
- ① 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準（昭和51年11月環境庁告示第90号）第1条
 - ② 振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第一付表第1号二

第2 改正の内容

騒音規制法及び振動規制法に基づく規制基準や改善勧告の基準では、騒音や振動による影響に特に配慮しなければならない施設（学校、保育所、病院、図書館等）から一定距離の区域内については、他の区域より厳しい基準が規定されている。

今回の改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正の施行に伴い、同法に新たに規定される「幼保連携型認定こども園」についても、学校や保育所と同様の扱いとするものである。

省 令

○農林水産省令第四十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十七年四月二十日

農林水産大臣 林 芳正

省令

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令
動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。
別表第二劇薬の項中第四十五号を第四十六号とし、第六号から第四十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。
六 イメピトイン及びその製剤
別表第三中第二百二十一号を第二百二十二号とし、第七号から第二百二十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。
七 イメピトイン

この省令は、公布の日から施行する。
○法務省告示第二百二十六号
出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。
平成二十七年四月二十日
第二号ハの表安田工業株式会社の項中「鑄造」の下に「仕上げ」を加え、同表に次のように加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。
○宮内庁告示第四号
天皇皇后両陛下は、石川県において開催される第六十六回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月十六日から同月十八日まで同県へ行幸啓になる。
平成二十七年四月二十日
宮内庁長官 風岡 典之

告 示

○環境省令第十九号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十五条第一項の規定に基づき、振動規制法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十七年四月二十日
環境大臣 望月 義夫

振動規制法施行規則の一部を改正する省令
振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）の一部を次のように改正する。
別表第一付表第一号二中「図書館並びに」を「図書館」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

この省令は、公布の日から施行する。
附則
この省令は、公布の日から施行する。

○法務省告示第二百二十七号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。
平成二十七年四月二十日
第二号イの表に次のように加える。
法務大臣 上川 陽子

宮崎くみあいチキンフーズ株式会社
九番地一

宮崎県宮崎市花ヶ島町鴨の丸八百二十

矢野造船株式会社

愛媛県今治市小浦町二丁目四番五十四

○法務省告示第二百二十八号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。
平成二十七年四月二十日
第二号イの表に次のように加える。
法務大臣 上川 陽子

あすか創建株式会社

東京都品川区東品川四丁目一番八号

○法務省告示第二百二十九号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号口に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。
平成二十七年四月二十日
第二号の表に次のように加える。
法務大臣 上川 陽子

株式会社カワセ精工

岐阜県大垣市野口一丁目三百八番地の

○外務省告示第三百二十六号

平成二十七年二月二十五日及び同年三月二日にビエンチャンで、公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する口上書の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われ、同口上書にいう措置は、平成二十七年四月一日から実施された。
平成二十七年四月二十日
外務大臣 岸田 文雄
（在ラオス人民民主共和国日本国大使館からラオス人民民主共和国外務省宛ての口上書）
M58/15-C
口上書

在ラオス人民民主共和国日本国大使館は、ラオス人民民主共和国外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、公用旅券所持者に対する公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十五年四月一日から次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1 ラオス人民民主共和国の国民であつて、ラオス人民民主共和国外務省が発給した有効な公用旅券を所持しラオス人民民主共和国政府の公用の職務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該ラオス人民民主共和国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、公用査証を取得することなく日本国に入国することができ

株式会社ヤシカ車体	五	茨城県石岡市下林三千三百二十九番地	溶接
株式会社山岸製作所		長野県長野市桐原二丁目六番二十一号	機械加工
株式会社オーイケ		長野県東筑摩郡山形村五十四番地一	鉄筋施工
ケーワイ鋼業株式会社		大阪府寝屋川市木元宮一丁目二十八番一号	溶接
株式会社田中鉄筋工業		熊本県熊本市南区城南町沈目千六百八十六番地	鉄筋施工

(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

コダマ入沢

砂防法第二条の土地の表示

長野県上伊那郡高遠町大字藤沢字児宮四三三〇番地内四等三角点御堂垣外を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から七九度三〇分五七秒

三五・一〇五三メートルの地点

標柱一号から二七〇度四一分三七秒

五四・七四四メートルの地点

標柱二号から三二六度五七分三六秒

一〇一・四一九メートルの地点

標柱三号から三二五度五八分三七秒

九七・九六五メートルの地点

標柱四号から一六度一六分二七秒

一九・四八三メートルの地点

標柱五号から九四度〇九分〇三秒

四〇・六六五メートルの地点

標柱六号から一六度〇五分四八秒

九四・七七一メートルの地点

標柱七号から一〇三度四六分二七秒

三〇・二七八メートルの地点

標柱八号から一七八度二八分一七秒

一〇四・九六〇メートルの地点

標柱九号から一七度二分一一秒

一一〇・九三三メートルの地点

標柱十号から一八五度二分二八秒

七五・一八一メートルの地点

(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

熊倉沢

(二) 砂防法第二条の土地の表示

長野県上伊那郡高遠町大字藤沢字小玉三六

一四番地内四等三角点築師堂を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から八七度一分三三秒

一一四七・一六〇メートルの地点

標柱一号から二七九度二七分〇七秒

三六・〇三六メートルの地点

標柱二号から三一十九度一〇分〇八秒

二八・四四一メートルの地点

標柱三号から三三九度三一分二二秒

二二六・四七八メートルの地点

標柱四号から六八度二八分一七秒

二三・二一五メートルの地点

標柱五号から一四六度一四分〇〇秒

二二八・五一八メートルの地点

標柱六号から一六八度二分四二秒

四〇・一三二メートルの地点

(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称

芦洞沢

(二) 砂防法第二条の土地の表示

長野県上伊那郡長谷村大字市野瀬字ビヤク

ボ九七四番地内一等三角点戸倉山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二五七度〇八分四三秒

一八三四・九一五メートルの地点

標柱一号から五三度四三分五三秒

三五・三二九メートルの地点

標柱二号から七八度三七分四五秒

四〇・三一六メートルの地点

標柱三号から一二〇度二五分一〇秒

一二七・九二〇メートルの地点

標柱四号から二〇三度五九分四四秒

二〇・九七七メートルの地点

標柱五号から二八七度一七分三四秒

六四・九〇七メートルの地点

標柱六号から二六一度四〇分二七秒

八八・二四四メートルの地点

愛媛県東温市河之内

字丁字ヶ谷

甲一三六六番

甲一三六七番一及び甲一三六七番二

甲一三六八番から甲一三七七番まで

甲一三七四番一及び甲一三七四番二

甲一三七五番

甲一三七七番一及び甲一三七七番二

甲一三七八番から甲一三八〇番まで

甲一三八一番一及び甲一三八一番二

丙八四二番一から丙八四二番一〇まで

丙八四三番

丙八四四番一

丙八四四番一

丙八四四番一四

丙八四四番二から丙八四五番四まで

丙八四五番七から丙八四五番九まで

丙八四五番一及び丙八四五番二

愛媛県東温市河之内

字大西山

甲四六九六番一から甲四六九六番三まで

甲四六九七番から甲四六九九番まで

甲四七〇〇番一から甲四七〇〇番四まで

甲四七〇一番及び甲四七〇二番

甲四七〇三番一及び甲四七〇三番二

愛媛県東温市河之内

字アレタ

丙八四三番地先水路敷

丙八四二番一地先水路敷

甲一三六六番

甲一三六五番七

次に掲げる土地に存する標柱五号から八号までを順次結んだ線及び標柱五号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県東温市河之内

字西山

乙一九八五番一三三

乙一九八五番一三三

乙一九八五番一三三

乙一九八五番一三三

乙一九八五番一三三

乙一九八五番一三三

乙一九八五番一三三

乙一九八五番一三三

乙一九八五番一三三

乙一九八五番一三三

乙一九八五番一三三

乙一九八五番一三三

乙一九八五番一三三

乙一九八五番一三三

乙一九八五番一三三

乙一九八五番一三三

○環境省告示第六十六号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十五条第一項の規定に基づき、特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年十一月厚生省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。
平成二十七年四月二十日
環境大臣 望月 義夫

別表第一号二中「図書館並びに」を「図書館」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

○関東地方整備局告示第二百四十二号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年四月二十日
路線名 供用開始の期日
二百九十八号 市川市田尻二丁目五五七番一から同市田尻五丁目三番 一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ） 関東地方整備局及び同局首
供用開始の期日 平成二十七年四月二十日 都国道事務所
○四国地方整備局告示第七十二号
吉野川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六條第一項第三号の区域について、平成二十六年四月二十一日四国地方整備局告示第四十九号を次のように改正する。

関係図面のうち「第四十三号図」から「第四十八号図」を、追加して指定する。
その関係図面は、四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十七年四月二十日
四国地方整備局長 三浦 真紀

○北海道開発局告示第七十六号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年四月二十日
北海道開発局長 岡部 和憲

（一）道路の種類 一般国道
（二）路線名 二百七十三号
（三）道路の区域
区 変更前 敷地の幅員 延長
後別 二・五〇〇メートル
一・三〇〇メートル
二・三〇〇メートル
三・〇〇〇メートル
四・〇〇〇メートル

○環境省告示第六十七号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年十一月厚生省、農林省、通商産業省、運輸省告示第一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。
平成二十七年四月二十日
環境大臣 望月 義夫

第一条第一項中「図書館並びに」を「図書館」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

○北海道開発局告示第七十七号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十七年四月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年四月二十日
北海道開発局長 岡部 和憲

路線名 供用開始の期日
二百七十三号 北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野三三六九番一地先から同町字滝ノ上原野二八一〇番二地先まで
同町字滝ノ上原野二八一〇番二地先まで
北海道開発局及び同局網走開発建設部

区 変更前 敷地の幅員 延長
後別 二・五〇〇メートル
一・三〇〇メートル
二・三〇〇メートル
三・〇〇〇メートル
四・〇〇〇メートル

国会事項

衆議院

法律公布案及び通知
四月十六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
都市農業振興基本法
議案通知
四月十六日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
都市農業振興基本法案
質問書提出
四月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
高浜原発の運転差止の仮処分決定に関する質問主意書（本村賢太郎提出）
會議
四月十七日（金曜日） 午後一時 本會議

参議院

議事日程
四月十七日の議事日程は次のとおり。
議事日程 第十三号
平成二十七年四月十七日（金曜日）
午前十時開議
第一 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二 競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出）

衆議院

第三 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案（内閣提出）
第四 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）
第五 道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第六 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
通知書受領
四月十六日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
都市農業振興基本法案
また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
都市農業振興基本法
質問主意書提出
四月十六日議員から次の質問主意書が提出された。

補助金を受領した企業からの政治献金に関する質問主意書（小見山幸治提出）（第一〇八号）
同性カップルに係る法整備に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一〇九号）
インターネット検索サービスに関する質問主意書（大久保勉提出）（第一〇九号）
国の電子データのクラウド上における管理に関する質問主意書（大久保勉提出）（第一一一号）
社会福祉法人における内部留保及び介護保険制度に関する再質問主意書（櫻井充提出）（第一一二号）

